

平成 13 年 11 月 2 日

デビッド・トゥイーディー 国際会計基準審議会 議長
キース・アルフレッドソン オーストラリア会計基準審議会（AASB）議長
アントワン・ブラッチ フランス会計基準委員会（CNC）議長
ポール・チェリー カナダ会計基準委員会（AcSB）議長
ハンス・ハベルマン ドイツ会計基準委員会（DRSC）議長
リズ・ヒッキー ニュージーランド財務報告基準審議会（FRSB）議長
エドモンド・ジェンキンス 米国財務会計基準審議会（FASB）議長
メアリー・キーガン 英国会計基準審議会（ASB）議長

企業会計基準委員会
委員長 斎藤 静樹

企業結合に関する日本の意見

この文書は、9 月の IASB リエゾン国会議で討議された企業結合に関する会計処理に関して、ASBJ の主張を確認することを目的とする。

持分プーリング法とパーチェス法の選択について

ASBJ は、以下の観点から持分プーリング法の廃止とパーチェス法への一元化に反対する。

1. パーチェス法は、対価が現金か株式かを問わず、企業結合を現金を対価とする新規の投資と同一視する。新規の投資の対象となる被取得会社の資産及び負債が、それらの取得原価に相当するその時点の公正価値で評価される一方、取得会社が従来から保有する資産及び負債が簿価のまま引き継がれるのはそのためである。そこでは、投資の主体である継続企業の存在が前提となっている。
2. 他方、フレッシュ・スタート法は、結合当事会社がすべて清算されたうえで、新たなエンティティーを形成するとみる方法である。そこでは、どの当事会社も結合の前後で継続していない。新規投資の主体にあたる継続企業の存在を認めない点で、フレッシュ・スタート法は、企業結合を継続企業による新規投資の一形態とみるパーチェス法とは両立しない方法である。

3. したがって、パーチェス法を原則とする会計基準において、フレッシュ・スタート法は最初から適用可能な選択肢になりえない。企業結合にフレッシュ・スタート法を使うのであれば、実質的な継続企業でも、分割と合併を繰り返すことで継続的に資産と負債を評価替えできる。また、企業結合に相当するような業務提携や設備投資のケースでも、継続企業の資産と負債を評価替えすることになりかねない。フレッシュ・スタート法は、実際に事業体が清算されていないのに清算を擬制する点で、現行の継続企業を前提とした会計基準になじまない。
4. このように、パーチェス法を原則とし論理上フレッシュ・スタート法が適用できない会計基準においては、取得会社を特定できない企業結合には、当事会社をいずれも継続企業とみて従来の簿価を引き継ぐ持分プーリング法を適用するしかない。無理にパーチェス法を適用すると、当事会社の持分比率がほぼ等しい場合には統合の形態を変えることが容易であるため低いコストで取得会社を変更でき、恣意的な操作の余地が生まれることになる。その結果、同じ企業結合がまったく違う情報に変換され、比較可能性が失われることになりかねない。持分プーリング法の乱用のみを危惧する諸国と異なって、われわれはパーチェス法や（もしあれば）フレッシュ・スタート法を利用した評価替えの乱用も同様に危惧している。

のれんの償却について

のれんの償却の問題は G4 + 1 等でも議論されておらず国際的な議論がされていない。従って、ASBJ は拙速に IFRS の公開草案を公表するのではなく、ディスカッション・ペーパーを公表して議論を深めるべきであると考えている。

ASBJ は下記の観点からのれんを非償却とすることに反対であり、一定期間で償却を行った上で、必要に応じて減損処理を行う方法を支持する。

1. のれんには、被結合会社の超過収益力など、その効果が即時に消失しないものも含まれるため、一時償却しない点では賛成する。しかし、超過収益力は競争の進展によって通常は価値が減耗するはずであり、非償却の処理は支持できない。たとえ超過収益力が維持されている場合でも、それは結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補完されているのであり、のれんを償却しない場合は追加投資による自己創設のれんを計上するのに実質的に等しくなり、現行の会計基準と整合しない。

2. のれんの償却処理を否定する論拠の一つとして、のれんの償却費と自己創設のれんを生じさせるための費用とが二重に計上されることを挙げられることがある。しかしながら、のれんの償却費は企業結合以前に被結合会社が創設したのれんの減価を認識するものであり、自己創設のれんを生じさせるための費用は結合後に超過収益力を維持するための追加的な支出によるものである。よって両者は、全く別のものであり二重計上ではないと考える。それらが費用の二重計上に当るのであれば、有形固定資産の減価償却費と修繕費の関係も同様であり、有形固定資産の会計処理も見直す必要がある。
3. また、のれんの償却処理を否定する論拠の一つとして、アナリスト等の会計情報の利用者がのれんの償却費を足し戻していることがあげられることがある。アナリストが分析するために調整しているのは、のれんの償却費だけではなく、リストラに係わる費用や支払利息、研究開発費などもアナリストの目的に従って調整が行われている。
4. IASB では、米国の会計基準を参考にしてのれんの会計処理を設定しようとしているが、米国では本年 7 月にのれんの非償却の会計処理を定めたばかりであり、特にのれんの減損テストについてはその有効性に関する実証がなされていない。IFRS は国際的に用いられる会計基準であり、その設定は慎重に行うべきであり、米国基準を参考にするにしても、有効性の確認は必要ではないか。

以 上